

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)  
第140条の63の2第1項第1号イ及び同項第3号イ並びに市川市介護  
予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則(平成28年規則第12号。  
以下「規則」という。)第3条第2項及び第3項の規定に基づき、第1号訪  
問事業(規則別表に定める第1号訪問事業をいう。以下同じ。)及び第1号  
通所事業(同表に定める第1号通所事業をいう。以下同じ。)に要する費用  
の額及び規則第3条第3項の第1号事業支給費の額等の算定に関する基準  
を次のように定め、平成29年3月1日から適用する。

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び  
第1号通所事業に要する費用の額及び規則第3条第3項の第  
1号事業支給費の額等の算定に関する基準

- (1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額は、別表第1号訪  
問事業支給費及び第1号通所事業支給費単位数表により算定するものと  
する。
- (2) 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額は、第1号訪問事  
業にあっては10.70円に、第1号通所事業にあっては10.45円に、  
別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- (3) 前2号の規定により第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用  
の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、そ  
の端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- (4) 規則第3条第3項の第1号事業支給費の額は、前3号の規定の例により  
算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。
- (5) 市は、次のいずれかに該当する場合における前号の規定の適用について  
は、同規則第4条及び前号中「100分の90」とあるのは「100分の  
90から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。

イ 居宅要支援被保険者が受けた介護保険法(平成9年法律第123号。  
以下「法」という。)第8条の2第1項に規定する介護予防サービス(こ  
れに相当するサービスを含む。)若しくは法第8条の2第12項に規定

する地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用と居宅要支援被保険者等が法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業に要した費用の合計額が、著しく高額であるとき。

ロ 居宅要支援被保険者等に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として法第61条の2第1項に規定する政令で定める額の合計額とアに規定する合計額との合計額が、著しく高額であるとき。

ハ 災害その他特別の事情があることにより、居宅要支援被保険者等が第1号事業に要した費用を負担することが困難であるとき。

(6) 規則第5条第3項から第5項までの規定は、居宅要支援被保険者等が前号の規定の適用を受けようとする場合について準用する。

(7) 省令第140条の63の2第4項に規定する場合において、第5号の規定を適用するときは、規則第4条及び第4号中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、第5号中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」とする。

(8) 省令第140条の63の2第5項に規定する場合において、第5号の規定を適用するときは、規則第4条中及び第4号中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、第5号中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。

別表

第1号訪問事業支給費及び第1号通所事業支給費単位数表

1 第1号訪問事業費（1月につき）

イ 第1号訪問事業費（Ⅰ） 1,176単位

ロ 第1号訪問事業費（Ⅱ） 2,349単位

ハ 第1号訪問事業費（Ⅲ） 3,727単位

注1 利用者に対して、指定第1号訪問事業所（市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成28年告示第109号。以下「総合事業人員等基準」という。）第2条第3号に規定する指定第1号訪問事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（総合事業人員等基準第6条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定第1号訪問事業（総合事業人員等基準第2条第3号に規定する指定第1号訪問事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 第1号訪問事業費（Ⅰ） 第1号事業サービス計画等（総合事業人員等基準第2条第9号に規定する第1号事業サービス計画等をいう。以下同じ。）において1週に1回程度の指定第1号訪問事業が必要とされた者に対して指定第1号訪問事業を行った場合

(2) 第1号訪問事業費（Ⅱ） 第1号事業サービス計画等において1週に2回程度の指定第1号訪問事業が必要とされた者に対して指定第1号訪問事業を行った場合

(3) 第1号訪問事業費（Ⅲ） 第1号事業サービス計画等においてロに掲げる回数を超える指定第1号訪問事業が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者及び事業対象者（省

令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者をいう。以下同じ。)であってその者の状態により市長が特に支援が必要であると認めた者(以下「特定事業対象者」という。)に限る。)に対して指定第1号訪問事業を行った場合

注2 生活援助従事者研修課程(省令第22条の23第2項に規定する研修をいう。)の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからトまでを算定しない。

注3 指定第1号訪問事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定第1号訪問事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定第1号訪問事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に規定する地域に所在する指定第1号訪問事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業を行った場合は、特別地域訪問型サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)第1号に定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の指定第1号訪問事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定第1号訪問事業を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当

する単位数を所定単位数に加算する。

注6 指定第1号訪問事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（総合事業人員等基準第27条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定第1号訪問事業を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、第1号訪問事業費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定第1号訪問事業所において指定第1号訪問事業を受けている間は、当該指定第1号訪問事業所以外の指定第1号訪問事業所が指定第1号訪問事業を行った場合に、第1号訪問事業費は、算定しない。

## ニ 初回加算 200単位

注 指定第1号訪問事業所において、新規に指定第1号訪問事業計画（総合事業人員等基準第39条第2項第1号に規定する指定第1号訪問事業計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業を行った日の属する月に指定第1号訪問事業を行った場合又は当該指定第1号訪問事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定第1号訪問事業を行った日の属する月に指定第1号訪問事業を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

## ホ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリ

テーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした指定第1号訪問事業計画を作成し、当該指定第1号訪問事業計画に基づく指定第1号訪問事業を行ったときは、初回の当該指定第1号訪問事業が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機

能の向上を目的とした指定第1号訪問事業計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該指定第1号訪問事業計画に基づく指定第1号訪問事業を行ったときは、初回の当該指定第1号訪問事業が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

#### へ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第4号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間は（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準第4号の2に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定第1

号訪問事業所が、利用者に対し、指定第1号訪問事業を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

## 2 第1号通所事業費

### イ 介護予防通所型サービス事業費

- (1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位
  - (イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合  
384単位（1回につき）
  - (ロ) 月の初日から1月間において5回以上のサービスを行った場合  
1,672単位（1月につき）
- (2) 要支援2・特定事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に定める単位
  - (イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合  
395単位（1回につき）
  - (ロ) 月の初日から1月間において9回以上のサービスを行った場合  
3,428単位（1月につき）

注1 総合事業人員等基準第45条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所（総合事業人員等基準第45条第1項に規定する指定介護予防通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所型サービス事業（総合事業人員等基準第44条に規定する指定介護予防通所型サービス事業をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要支援状態区分又は事業対象者の区分（利用

者が事業対象者であるか特定事業対象者であるかについての区分。  
以下同じ。) に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

注 2 指定介護予防通所型サービス事業所の利用者の数又は看護職員  
若しくは介護職員の員数が次のいずれかに該当する場合は、所定単  
位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を用いて、この基準の例  
により算定する。

(1) 指定介護予防通所型サービス事業の月平均の利用者の数(指定  
介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅  
サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11  
年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)  
第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同  
じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(市川市指定地域密着型  
サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条  
例(平成 24 年条例第 38 号)第 2 条第 2 項に規定する指定地域  
密着型通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定  
介護予防通所型サービス及び指定通所介護の事業又は指定介護  
予防通所型サービス及び指定地域密着型通所介護の事業の事業  
が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつて  
は、指定介護予防通所型サービス事業の利用者の数及び指定通所  
介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数の合計数)が総合  
事業人員等基準第 49 条の規定に基づき市長に提出した運営規  
程に定められている利用定員を超える場合。

(2) 指定介護予防通所型サービス事業所の看護職員又は介護職員  
の員数が総合事業人員等基準第 45 条に定める員数を置いてい  
ない場合。

注 3 指定介護予防通所型サービス事業従業者(総合事業人員等基準第  
45 条第 1 項に規定する指定介護予防通所型サービス事業従業者  
をいう。以下同じ。)が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域

第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（総合事業人員等基準第49条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、指定介護予防通所型サービス事業費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定介護予防通所型サービス事業所において指定介護予防通所型サービス事業を受けている間は、当該指定介護予防通所型サービス事業所以外の指定介護予防通所型サービス事業所が指定介護予防通所型サービス事業を行った場合に、指定介護予防通所型サービス事業費は、算定しない。

注6 指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所型サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所型サービス事業を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 要支援1・事業対象者 376単位

(2) 要支援2・特定事業対象者 752単位

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を

行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、加算しない。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他指定介護予防通所型サービス事業所の指定介護予防通所型サービス事業従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した指定介護予防通所型サービス計画（総合事業人員等基準第54条第2項第1号に規定する指定介護予防通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。
- (2) 指定介護予防通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

#### ハ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びチにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、

言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

(2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

(3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

(4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。

## ニ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下この注において同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

## ホ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの

低栄養リスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(への注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。

#### へ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びチにおいて「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア

計画を作成していること。

- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 2イの注2に該当する指定介護予防通所型サービス事業所でないこと。

#### ト 口腔機能向上加算

注 厚生労働大臣が定める基準第20号又は第51号の7に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びチにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位
- (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

#### チ 選択的サービス複数実施加算

注 厚生労働大臣が定める基準第109号に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は

算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480単位

(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700単位

リ 事業所評価加算 120単位

注 厚生労働大臣が定める基準第110号に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、評価対象期間（算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（2ハの注、2への注又は2トの注に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間をいう。以下同じ。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ヌ サービス提供体制強化加算

注 厚生労働大臣が定める基準第23号又は第51号の8に適合しているものとして市長へ届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月に次ぎに掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

（一） 要支援1・事業対象者 88単位

（二） 要支援2・特定事業対象者 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

（一） 要支援1・事業対象者 72単位

（二） 要支援2・特定事業対象者 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

（一） 要支援1・事業対象者 24単位

(二) 要支援 2 ・ 特定事業対象者 48 単位

ル 生活機能向上連携加算

注 厚生労働大臣が定める基準第 15 号の 2 に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、(2)については 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは 1 月に 100 単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 厚生労働大臣が定める基準第 19 号の 2 又は第 51 号の 6 に適合する指定介護予防通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5 単位

ウ 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し指定介護予防通所型サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

- (1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知所をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて指定介護予防通所型サービス計画を見直すなど、指定介護予防通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定介護予防通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

カ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準第24号又は第51号の9に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからワまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからワまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからワまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ヨ 介護職員等特定処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準第24号の2又は第51号の10に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからワまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからワまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

タ 基準緩和通所型サービス事業費

(1) 要支援1・事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位

(イ) 月の初日から1月間において4回までのサービスを行った場合  
313単位(1回につき)

(ロ) 月の初日から1月間において5回以上のサービスを行った場合  
1,356単位(1月につき)

(2) 要支援2・特定事業対象者 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる単位

(イ) 月の初日から1月間において8回までのサービスを行った場合  
322単位(1回につき)

(ロ) 月の初日から1月間において9回以上のサービスを行った場合  
2,790単位(1月につき)

注1 総合事業人員等基準第5章第2節に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定基準緩和通所型サービス事業所(総合事業人員等基準第60条第1項に規定する指定基準緩和通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定基準緩和通所型サービス事業(同項に規定する指定基準緩和通所型サービス事業を

いう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要支援状態区分又は事業対象者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、基準緩和通所型サービス事業費は、算定しない。

注3 利用者が一の指定基準緩和通所型サービス事業所において指定基準緩和通所型サービス事業に係るサービスを受けている間は、当該指定基準緩和通所型サービス事業所以外の指定基準緩和通所型サービス事業所が指定基準緩和通所型サービス事業を行った場合に、基準緩和通所型サービス事業費は、算定しない。

附 則

この基準は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(基本報酬に係る経過措置)

2 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、改正後の別表第1項イ

から八まで及び第2項イに規定する単位数は、それぞれの単位数に1,000分の1,001を乗じて得た値とする。